代理受領取扱い等に関する事務取扱要綱制定に伴うＱ＆Ａ

Ｑ１　施術所開設届の写しは、以前提出しているが、再度提出が必要か？

Ａ１　再度確認させていただくため、添付書類については、改めて、全て

ご提出くださいますようお願いします。

Ｑ２　申請書裏面の施術者欄は、自署できない方もいる。

Ａ２　自署または記名押印となっています。

Ｑ３　代理受領施術者登録に変更等があった場合は、必ず変更届が

必要か？

Ａ３　必ず提出をお願いします。必要となる添付書類を併せて提出して

ください。

Ｑ４　様式第３号、第４号（申請書）の申請及び委任欄について、

　　　被保険者の自署となっているが、書けない人はどうするのか？

Ａ４　ヘルパーさんや、知人、友人、施設従事者など、第三者の方に記入

をお願いします。施術師または施術所関係者の代筆は返戻対象と

なります。

　　　自署していただくことで、被保険者が申請内容を確認できるよう

にするものです。

（例えば、お一人世帯でも、マッサージ等を依頼される場合に、付

き添われた方とか、遠方のご家族様など、考えられると思われま

す。確認に時間がかかる場合は、月遅れで申請される場合も出て

くると思われます。どうしても、確認が難しい場合は、個別に相談

いただきたいと考えます。）

Ｑ５　住所も被保険者の自署でなければならないか？

Ａ５　住所は、自署でなくてかまいません。

Ｑ６　申請期間はいつまでか？いつから、実施するのか？

Ａ６　３月中に申請していただき、４月からを予定しています。

申請は随時受け付けているので、早めに提出していただきますよう

お願いします。

４月以降の申請書について、申請書が変更になっていないことでの

返戻はありません。こちらで示している様式と、同等の記載内容で、

要件が確認できれば申請可能です。なるべく早めに新様式に変更し

ていただきますようお願いするものです。

ただ、登録申請を終えられていないところについては、申請内容

が確認できてからの支給となります。

　　Ｑ７　受領委任制度へ移行されると思うが、今の時期に変更されるのはどうしてか？

　　Ａ７　保険者として、療養費の適正化について、取り組み、医療費を抑制していくことは重要な課題です。

　　　　　正しく申請していただき、それを審査することは、事業者様、ひいては、被保険者にとって重要なことだと考えています。

　　　　　そのため、今回の要綱制定は必要であると考えます。

　　　　　受領委任移行に向けたスケジュールについては、詳細が不明であり、私たちも情報収集に努めているところです。

　　　　　今後の状況につきましては、確認できしだい、皆様へも連絡したいと思います。

Ｑ８　様式の変更は必ず必要か？以前から自社独自の様式で対応

している。

　 Ａ８　当広域連合で示している様式と、同等の記載内容が確認されて

いれば可とします。施術機関登録番号は必ず記載してください。